

鳥取市公共建築工事積算基準

令和3年7月

鳥取市都市整備部

目次

I 工事費積算基準	3
1 目的.....	3
2 工事費の種別及び区分.....	3
3 工事費の構成.....	3
4 工事費内訳書.....	3
5 直接工事費.....	3
6 共通費.....	4
7 消費税等相当額.....	4
8 設計変更における工事費.....	4
II 共通費積算基準	5
1 共通費の区分と内容.....	5
2 共通仮設費の算定.....	6
3 現場管理費の算定.....	8
4 一般管理費等の算定.....	8
III 単価積算基準	10
1 単価及び価格の算定.....	10
2 歩掛り.....	12
3 単価及び価格の適用.....	<u>12</u>
4 設計変更時の取り扱い.....	12
5 分離・分割発注の取り扱い.....	12
IV 工事費内訳書作成要領	13
1 内訳書の位置付け.....	13
2 内訳書書式.....	13
3 内訳書の構成.....	13
4 内訳書の作成.....	13
別表	15
共通仮設費率.....	15
現場管理費率.....	17
一般管理費等率.....	19
その他の率.....	20

I 工事費積算基準

1 目的

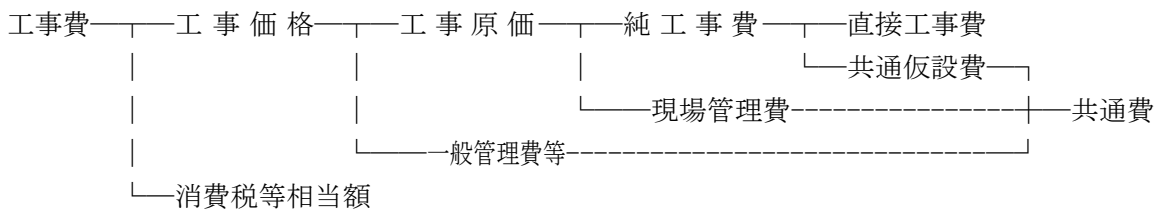
この基準は、鳥取市の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。また、工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書に従い工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



4 工事費内訳書

工事費内訳書は、「IV工事費内訳書作成要領」による。

5 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる項目による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次のアからウによる。

ア 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

イ 単位施工当たりに必要な材料価格等、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ウ ア又はイによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「III単価積算基準」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（官庁営繕部）、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（官庁営繕部）による。

6 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「Ⅱ 共通費積算基準」の定めによる。

(1) 共通仮設費

各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる費用とする。

7 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

8 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(1) 第1回設計変更

$$\begin{aligned} \text{変更後の工事価格} &= \frac{\text{請負額(税抜)}}{\text{当初設計額(税抜)}} \times \text{第1回設計変更工事価格} \\ \text{第1回変更請負額} &= \text{変更後の工事価格(千円未満切捨て)} + \text{消費税相当額} \end{aligned}$$

(2) 第2回設計変更

$$\begin{aligned} \text{変更後の工事価格} &= \frac{\text{請負額(税抜)}}{\text{当初設計額(税抜)}} \times \text{第2回設計変更工事価格} \\ \text{第2回変更請負額} &= \text{変更後の工事価格(千円未満切捨て)} + \text{消費税相当額} \end{aligned}$$

(3) 第3回設計変更

(2) に準じて算出する。

Ⅱ 共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2、表－3及び表－4の内容を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時で直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－3 一般管理費

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）

法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

２ 共通仮設費の算定

(1) 算定基本

基本算定式

共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)+積上げによる共通仮設費

(2) 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費（建設発生土処分費及び型枠処分費を含む。）（以下、「処分費等」という。）を含まないものとする。

(3) 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積上げにより算定して加算する。

(4) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事に電気設備及び工事に給排水設備に要する費用並びに工事に電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(5) 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる工事（以下「鉄骨工事等」という。）を含む工事については、共通仮設費率の補正を行う。

なお、共通仮設費率は、全体の直接工事費の額（鉄骨工事等を含む）に対応する率とする。

共通仮設費 ＝

〔 直接工事費（鉄骨工事等を除く一般工事） × 別表－1、2に定める共通仮設費率 〕

＋ 〔 直接工事費（鉄骨工事等） × 別表－1、2に定める共通仮設費率 × 補正係数 〕

＋ 積上げによる共通仮設費

(6) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－7に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含めて発注する場合、またはその他工事を単独で発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

共通仮設費 ＝ 〔 一般工事の直接工事費 × 別表－1～6に定める共通仮設費率 〕

＋ 積上げによる共通仮設費

＋ 〔 その他工事1の直接工事費 × 別に定める共通仮設費率 〕

＋ 〔 その他工事2の直接工事費 × 別に定める共通仮設費率 〕

＋ . . .

表－7 その他工事

特殊な室内装備品工事（家具、書架及び実験台の類）、造園工事、舗装工事、取り壊し工事、電波障害防除設備工事、さく井設備工事、特殊空調設備、循環ろ過設備、排水処理設備、ごみ処理設備、搬送設備、機械式駐車設備、特殊ガス設備、実験機器設備、医療器具設備

(7) 労務の著しく少ない工事での補正

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

共通仮設費＝直接工事費×別表－3～6に定める共通仮設費率×補正係数

(8) 設計変更を行う場合の共通仮設費

設計変更を行う場合の共通仮設費は、元設計を積上げにより算定した場合、設計変更においても積上げにより算定し、元設計を比率により算定した場合、設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

3 現場管理費の算定

(1) 算定基本

基本算定式

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率} + \text{積上げによる現場管理費}$$

(2) 現場管理費は、表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費等を含まないものとする。

(3) 現場管理費率は、別表－8から別表－14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積上げにより算定して加算する。

(4) 現場管理費率に含まれる内容は、表－2による。

(5) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に関わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。

なお、現場管理費率は、全体の純工事費の額（鉄骨工事等を含む）に対応する率とする。

現場管理費 =

$$\begin{aligned} & [\text{純工事費（鉄骨工事等を除く一般工事）} \times \text{別表－8、9に定める現場管理費率}] \\ & + [\text{純工事費（鉄骨工事等）} \times \text{別表－8、9に定める現場管理費率} \times \text{補正係数}] \\ & + \text{積上げによる現場管理費} \end{aligned}$$

(6) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、またはその他工事を単独で発注する場合、別途現場管理費を算定する。

なお、現場管理費率は、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費の合計額に対応する率とする。

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} = & [\text{一般工事の純工事費} \times \text{別表－8～13に定める現場管理費率}] \\ & + \text{積上げによる現場管理費} \\ & + [\text{その他工事1の純工事費} \times \text{別に定める現場管理費率}] \\ & + [\text{その他工事2の純工事費} \times \text{別に定める現場管理費率}] \end{aligned}$$

(7) 労務の著しく少ない工事での補正

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合、現場管理費率の補正を行う。

$$\text{現場管理費} = \text{直接工事費} \times \text{別表－3～6に定める現場管理費率} \times \text{補正係数}$$

(8) 設計変更を行う場合の現場管理費

設計変更を行う場合の現場管理費は、元設計を積み上げにより算定した場合、設計変更においても積み上げにより算定し、元設計を比率により算定した場合、設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等の算定

(1) 算定基本

基本算定式

$$\begin{aligned} \text{一般管理費等} = & \text{工事原価（産廃税を除く）} \times \text{一般管理費等率（別表－15～17）} \\ & + \text{積上げによる一般管理費等} \end{aligned}$$

工事原価の区分

一般工事の工事原価 = 一般工事の純工事費 + 一般工事の現場管理費
+ 積上げによる一般管理費

その他工事の工事原価 = その他工事の純工事費 + その他工事の現場管理費

(2) 一般管理費等は、表－ 3 及び表－ 4 の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

(3) 一般管理費等率は、別表－ 1 5 から別表－ 1 7 による。

(4) 設計変更を行う場合の一般管理費

設計変更を行う場合の一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。

Ⅲ 単価積算基準

1 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

(1) 材料価格等

材料価格等は積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算出する。

ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

イ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

オ その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表8参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

表8 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。	
現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

(4) その他の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

ア 刊行物単価

(ア) 刊行物単価は次の各号に該当する場合に適用する。

- a 設計単価が営繕工事設計標準単価表に記載のない場合
- b 営繕工事設計標準単価表の単価が、実勢価格と著しく異なると認められる場合

(イ) 採用する物価資料物等は次のいずれかとする。

- a (財) 建設物価調査会発行 「月刊建設物価」
- b (財) 建設物価調査会発行 「季刊コスト情報」
- c (財) 経済調査会発行 「月刊積算資料」
- d (財) 経済調査会発行 「季刊建築施工単価」
- e 専門業者の発行するカタログ等

(ウ) 物価資料物等を使用する単価決定の方法は次による。

- a 原則として起工時点の最新号に記載のあるものを使用する。
- b 使用地域優先順位は、鳥取、広島、大阪、東京の順とする。
- c 調査段階の採用順位は次のとおり。
 - (a) メーカー等段階 (①)
 - (b) 問屋、商社、代理店、一次店等段階 (②)
 - (c) 特約店、二次店等段階 (③)
 - (d) 二次問屋等段階 (④)
- d 掲載単価が公表価格の場合、もしくは専門業者の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率で割り引く。

刊行物単価を採用した場合、内訳書中の備考欄に刊行物等名称、採用年月、掛け率等を明記する。刊行物等の名称凡例は次による。

＜単価採用記入例＞ 物価資料名(採用年月含む) + ページ + 採用地域

刊行物等の名称	記載する略称
建設物価	物
積算資料	積
コスト情報	コ
施工単価資料	施
カタログ等	カ

(例) 物 21.6 P563 鳥

イ 見積り

見積りは、原則として3者以上から徴取し、各社統一した内訳とする。内訳の一式計上はできるだけ避け、分析できる内容のものとする。

見積書を徴取し、最低価格に実勢を考慮した率で減じた単価を採用する。ただし、複数の品目をまとめて見積り徴取した場合、工種ごとに(単価)×(数量)の合計額を比較し、最低の見積り単価を採用する。

参考資料：「公共建築工事見積標準書式」(官庁営繕部)

ウ 法定福利費

法定福利費とは、雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保険法に規定されている事業主が負担する福利費であり、見積内訳書に明示すること。なお、製品製造工場の労働者等の法定福利費は、製品価格に含むものとする。

2 歩掛り

複合単価の算定に用いる歩掛りは、「公共建築工事標準単価積算基準」（官庁営繕部）に定める歩掛りを標準とする。

なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、別表－18から別表－20に示す工種ごとの率による。

3 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、「公共建築工事標準単価積算基準」（官庁営繕部）第2編～第5編によるほか次による。

(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。

(2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。

(3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。

(4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。

(5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。

4 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

5 分離・分割発注の取り扱い

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分離・分割して発注する場合の後工事の工事費算定に用いる単価及び価格は、後工事の工事費積算時の単価及び価格とする。

IV 工事費内訳書作成要領

1 内訳書の位置付け

鳥取市が発注する公共建築工事の内訳書は、鳥取市会計規則（昭和 39 年鳥取市規則第 5 号）により定められた予定価格の作成に関し、「予定価格の算出の基礎を明らかにした書類」として作成されるものであり、受注者の場合には、入札時における請負工事の応札額の算出及び施工に際しての実行予算決定のためのものである。

2 内訳書書式

公共建築工事の内訳書の書式は、「公共建築工事内訳書標準書式」（官庁営繕部）によるものとする。

3 内訳書の構成

(1) 構成

内訳書は、工事内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別内訳書で構成される。

(2) 各内訳書の内容

ア 工事内訳書

工事内訳書には、直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。

共通費の種目

① 共通仮設費は、1 式で記載する。

② 現場管理費は、1 式で記載する。

③ 一般管理費等は、1 式で記載する。

なお、工事を専門工事業者等に発注する場合には、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせ、共通費として 1 式のコличествоを記載することができる。

イ 種目別内訳書

種目別内訳書は建物別、屋外、設備工事等の工事種目ごとに区分し、その種目の金額を記載する。工事種目の区分は、設計図書による。なお、全体工事のうち、一部分について全体工期より先に完成を指定した部分（指定部分）がある場合は、当該部分を区分して記載する。

ウ 科目別内訳書

科目別内訳書は、設計図書の工事種目等を標準として直接工事費を科目に区分し、その科目の金額を記載する。

エ 中科目別内訳書

中科目別内訳書は、科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。ただし、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略しても良い。

オ 細目別内訳書

細目別内訳書は、各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単位、単価及び金額を記載する。

4 内訳書の作成

内訳書の作成は、設計図書に基づき適切に行う。内訳書は（一財）建築コスト管理システム研究所の「営繕積算システムRIBC2」により作成することを原則とする。

(1) 名称、摘要

内訳書における名称、摘要等の記載事項については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「建築工事標準詳細図」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築工事積算基準」（いずれも官庁営繕部）に基づき記載する。

(2) 数量

数量の算出は、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」（いずれも官庁営繕部）による。

ア 数量の区分

積算に用いる数量は、設計数量、計画数量及び所要数量等の数量があり、それぞれの数量の意味は、次のとおりとする。

(ア) 設計数量

設計数量は、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。設計図書から得られる数量と実際の施工に要する材料数量の差分（施工上の切り無駄、迂回等）等については複合単価の中に含まれている。

(イ) 計画数量

計画数量は、合理的な施工を想定して求めた数量で、設計図書に示されていない施工計画などに基づいた数量をいう。土工数量や仮設の数量等がこれに該当する。

(ウ) 所要数量

所要数量は、定寸法による切り無駄や、施工上やむをえない損耗を含んだ数量をいう。ダクト、配管類、保温、塗装、配線類などがこれに該当する。なお、所要数量である事を明示する。

イ 一式計上の扱い

原則として一式計上の場合は、別紙明細書を作成し添付する。

(3) 単位

単位は、「公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準」（官庁営繕部）と整合されたものとし、m、m²、m³、t、個、台、基、箇所などとする。

(4) 有効桁数の取扱い

ア 数量の有効桁

原則として、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

ただし、下記の事項は独自に扱う

100 以上の数量： 小数点以下第1位を四捨五入し整数とする

10 未満の鋼材、木材の数量： 小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする

電線、電線管： 小数点以下第1位を四捨五入し整数とする（桁数に関係なく）

配管： 小数点以下第1位を四捨五入し整数とする（桁数に関係なく）

イ 金額の有効桁

金額(単価)×(数量)は1円未満を切り捨てる。

別表

共通仮設費率

P : 直接工事費 (千円)

K_r : 共通仮設費率 (%)

K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

T : 工期 (か月)

Tは、開札予定日から工事完成日までとし、開札から契約までを考慮し7日を減じる。

注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

別表-1 新営建築工事

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
	算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、Pが1千万円以下の場合は、1千万円として扱う		

別表-2 改修建築工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
	算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、Pが5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表-3 新営電気設備工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
	算定式 $K_r = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、Pが5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		

別表－４ 改修電気設備工事

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
算定式 $K_r = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ <p>ただし、Pが3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p>			

別表－５ 新営機械設備工事

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
算定式 $K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ <p>ただし、Pが5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p>			

別表－６ 改修機械設備工事

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$
算定式 $K_r = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ <p>ただし、Pが3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p>			

別表－７ 昇降機設備工事

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式 $K_r = 7.89 \times P^{-0.1021}$			

現場管理費率

N_p : 純工事費 (千円)

J_o : 現場管理費率 (%)

J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

T : 工期 (か月)

T は、開札予定日から工事完成日までとし、開札から契約までを考慮し 7 日を減じる。

注 1 本表の現場管理率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。

別表－8 新営建築工事

純工事費		1 千万円以下	1 千万円を超える
現場管理費率	上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
	算定式		
$J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$			
ただし、 N_p が 1 千万円以下の場合は、1 千万円として扱う			

別表－9 改修建築工事

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
	算定式		
$J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$			
ただし、 N_p が 5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う			

別表－10 新営電気設備工事

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
	算定式		
$J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$			
ただし、 N_p が 5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う			

別表-11 改修電気設備工事

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$
算定式 $J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ <p>ただし、N_pが3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p>			

別表-12 新営機械設備工事

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times N_p^{-0.1956}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	17.14%	$90.67 \times N_p^{-0.1956}$
算定式 $J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$ <p>ただし、N_pが5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p>			

別表-13 改修機械設備工事

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	42.07%	$467.95 \times N_p^{-0.3009}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	15.25%	$169.65 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ <p>ただし、N_pが3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p>			

別表-14 昇降機設備工事

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$			

一般管理費等率

C_p : 工事原価 (千円)

G_p : 一般管理費等率 (%)

G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

別表-15 建築工事

工事原価	5 百万円以下	5 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$			

別表-16 電気設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$			

別表-17 機械設備工事、昇降機設備工事

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$			

その他の率

別表-18 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
建築工事	仮 設	25%	労、雑	
	土 工	25%	労、雑	
	地 業	25%	労、雑	
	鉄 筋	25%	労、雑	
	コンクリート	25%	労、雑	
	型 枠	22%	材、労、雑	
	鉄 骨	25%	労、雑	
	既製コンクリート	19%	材、労	(材)にはセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	19%	材、労、雑	
	石	20%	労	
	タ イ ル	20%	材、労	(材)にはセメント、細骨材含めない
	木 工	25%	労	
	屋根及びとい	19%	材、労、雑	
	金 属	20%	材、労	
	左 官	23%	労	
	建具（建具取付）	20%	労	
	建具（ガラス）	19%	材、労	
	塗 装	22%	材、労、雑	
	内 外 装	19%	材、労、雑	(材)にはセメント、細骨材含めない
	仕上ユニット	25%	労	
	排 水	22%	材、労、雑	(材)には普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材含めない
	構 内 舗 装	22%	材、労、雑	
	植栽（樹木費以外）	22%	材、労、雑	(材)に芝を含む
植栽（樹木費）	上記決定率×0.7	材	(材)に地被類を含む	
撤 去	25%	労、雑		
外 壁 改 修	25%	労		
とりこわし	25%	労、雑		

- (注) 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。
 3 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表-19 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電気設備工事	配 管 工 事	25%	労	
	配 線 工 事	25%	労	
	接 地 工 事	25%	労	
	塗 装 工 事	22%	材、労、雑	
	機 器 搬 入	25%	労、雑	
	電 灯 設 備	25%	労	
	動 力 設 備	23%	労	
	雷 保 護 設 備	25%	労	
	受 変 電 設 備	23%	労	
	電 力 貯 蔵 設 備	23%	労	
	架 空 線 路	25%	労	
	地 中 線 路	25%	労	
	構 内 交 換 設 備	23%	労	
	情報表示・拡声設備	23%	労	

	誘導支援設備	23%	労	
	テレビ共同受信設備	23%	労	
	監視カメラ設備	23%	労	
	火災報知設備	23%	労	
	撤去	25%	労	
	機器搬出	25%	労、雑	
	はつり工事	25%	労	

(注) 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表-20 機械設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
機械設備工事	各種配管工事	25%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管付属品	23%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	22%	材、労、雑	
	塗装工事	22%	材、労、雑	
	機器搬入	25%	労、雑	
	総合調整	25%	労	
	空気調和機器	23%	労	ボイラ、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	20%	材、労、雑	
	ダクト付属品	23%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品 (たわみ継手)	22%	材、労	
	自動制御設備	23%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	25%	労	
	衛生機器	23%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	柵	23%	労	ため柵、インバート柵、弁柵類等
	撤去	25%	労	
	配管分岐・切断	25%	労	複合単価は対象外
	機器搬出	25%	労、雑	
	はつり工事	25%	労	
ダクト端部閉塞	20%	材、労		
インバート改修	23%	労		

(注) 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。